

## 高気圧業務従事者健康診断業務委託（単価契約）仕様書

1 受診対象者：計82人（人事異動等により変更する可能性あり。）

- (1) 警防部航空課で空中機外活動に従事する者：2人
- (2) 各消防署で特別救助隊の指名を受けた者：80人

2 発注予定数量 164回（82人×2回）

3 実施期間（計2回実施）

下記期間中にそれぞれ概ね6日間程度の受診期間を設け、上記対象者へ健康診断を実施すること。

(1) 第1回目

契約日～平成31年9月30日（月）

(2) 第2回目

平成31年10月1日（火）～平成32年2月28日（金）

※第1回目と第2回目は概ね6か月の期間を空けること。

4 実施時間

午前9時00分～午前11時00分

5 履行場所

下記条件を満たす履行場所等を受注者が用意すること。

また(1)～(4)に係る費用は、受注者が負担すること。

(1) 千葉市内であること。

(2) 室内の温度により検査に支障が出ないよう、冷暖房等の空調設備が使用できること。

(3) 1日あたり概ね14人ずつ健康診断を実施することに支障とならないよう、履行場所の敷地又はその付近に普通乗用車が15台駐車できるスペースがあること。

6 受診項目

高気圧作業安全衛生規則第38条の規定に基づく以下の項目とする。

(1) 既往歴及び高気圧業務歴の調査

(2) 関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の検査

(3) 四肢の運動機能の検査

(4) 鼓膜及び聴力の検査

(5) 血圧の測定

(6) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

(7) 肺活量の測定

7 結果報告

(1) 受診後30日以内に、上記6に掲げる事項の結果について、書面により報告すること。

(2) (1)とは別に、一般的な表計算ソフトで取扱可能な電子データでも結果を提供すること。